

# 平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年4月22日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時20分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

## 【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課長 五十嵐

社会教育委員会議議長 大下

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 北村

健康教育課担当課長 邊見

総務部担当課長 田中

指導課長 渡辺

文化財課長 小林

担当係長 外山

## 【署名人】

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時20分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 7名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

**報告事項 No.10 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について**は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人の

プライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第5号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について 及び 議案第6号 川崎市社会教育委員の委嘱等については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、中本委員と濱谷委員をお願いいたします。

## 6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第1号（2015年度の教科書採択に関し今までの採択手順での採択を求める請願書）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第1号読上げー

本日の教育委員会では、この請願の取扱いにつきまして御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否

について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第1号の取扱いについては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

## 報告事項 No. 2 請願第2号（自校調理方式中学校給食と各校に栄養職員配置を求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第2号読上げー

本日の教育委員会では、この請願の取扱いにつきまして御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第2号の取扱いについては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

**報告事項 No. 3 請願第3号（漫画「はだしのゲン」を小中学校の児童、生徒への教育的配慮から学校内持込み、図書室陳列を禁止することを求める請願）の報告について**

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第3号読上げー

本日の教育委員会では、この請願の取扱いにつきまして御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第3号の取扱いについては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

#### 報告事項 No. 4 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No.4「叙位・叙勲について」御報告申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が1名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。神津先生につきましては、昭和24年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、昭和61年に退職されるまでの37年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、井田中学校長、長沢中学校長、今井中学校長に任ぜられてからは、生徒、教職員、そしてPTAや地域の人々の信頼を得ながら学校経営に取り組みられるとともに、教育研究会、中学校長会の要職を歴任するなど中学校教育の発展に多大な功績を残されました。その長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。以上でございます。

【峪委員長】

御質問等ございますか。

【峪委員長】

それでは、これで承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 報告事項 No. 5 平成24・25年度 川崎市社会教育委員会議の研究報告書について

【峪委員長】

生涯学習推進課長、社会教育委員会議議長お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、報告事項 No.5「平成24・25年度 川崎市社会教育委員会議の研究報告書について」でございます。川崎市社会教育委員会議では、「現在の若者と地域社会のつながり」ー川崎の社会教育は何かできるかーというテーマで調査・研究を進めてまいりましたので、本日御報告させていただきます。お手元には、橙色の冊子と概要版を配付させていただいております。内容につきましては、川崎市社会教育委員会議の大江議長より御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

【社会教育委員会議議長】

御紹介いただいた川崎市社会教育委員会議の議長を務めてます大江でございます。よろしく申し上げます。私共、2年間かけてまとめました報告書について概要を説明させていただきます。本体とは別に概要版がございますので、その流れに沿って10分程度お時間いただいで報告させていただきます。まず、私どもの今回のテーマが、冒頭の表題でございますように「現代の若者と地域社会のつながり」ということをテーマに、そのために川崎の社会教育あるいは社会教育施設は、何ができるか、何をすべきか、そういう問題意識を持って2年間研究いたしまして、提言をまとめた次第でございます。「1 テーマ設定の理由・背景・課題提起」というところがありますが、ここはですね、何故若者を、つながりをテーマにしたかということが書いてあるんですけども、内閣府の発表した「子ども・若者白書」によるとですね、問題提起が3つほどございまして、まずニートの人が非常に多いと、63万人。あるいはフリーターの人たちですね、180万人という異常な数になってます。それからひきこもりですね、若者のひきこもり。このニート、フリーター、ひきこもりというですね、3つの若者の現代の生態に焦点をあてまして、私共はテーマにしました。

とくに内閣府はですね、こうした結果について、社会での能力発揮を支援する対策が必要であると。単にその雇用政策の問題だけに留まらずですね、精神的なケアあるいは社会とのつながりを支援する仕組み作りが必要であるということを述べてると。そこに私共も焦点をあてましてですね、このテーマ設定をしたと、そういう次第でございます。2のところですね、「今期研究の趣旨及び手法」とございますが、どういう手法でもって臨んだかといいますと、3つのグループに、社会教育委員は2年の任期で20人いますが、これを3つのグループにわけまして、第1グループというのは、社会教育施設や社会教育はどのような機能を現在発揮しているか、若者のつながり回復のためにどうしていくかということをもとに課題として。第2グループはですね、若者の力を地域でさらに活かすために、社会教育あるいは社会教育施設は、何をすべきか。それから第3グループは、現在の若者がさらに生きやすくするために、私たち市民と地域社会はどのようなことをすべきかと。この3つの課題設定の下に、3つのグループに分かれて事例研究をしたと、そういう形でございます。なお、ここでいう若者というのはですね、15歳から34歳を対象として捉えているということで御理解いただければと思います。2ページに移らせていただきますが、事例を通して検討したことを簡単に報告しますが、まず第1グループは、課題を抱える若者が社会とのつながりを見つけるためにということで、これはですね、事例のところを書いてございますように、川崎市精神保健福祉センターの社会的ひきこもり対策事業というのがありまして、この事業がですね、中原図書館と連携して、社会的ひきこもり対策事業・ボランティアの日というのを設定して活動しているということなんですね。で、これはどういうことをなさってるかということ、そこに来て、いわゆるバックヤードの作業ですね、シールを貼ったり、訂正作業をしたりとか裏方としての必要不可欠な作業をしてみると。そういうことをやってる若者に直接取材をして、いきなり社会参加というよりも、社会参加の試行段階として、精神的な面でのケアも含めた社会参加と、そういうところをまず考えました。それから第2グループは、若者の力をより活かすためにということなんですけども、これはそのためにですね、社会教育事業とか社会教育施設は何ができるか、具体的にどういうことをしているかというのを事例研究したと。まず事例①は、子ども会連盟のジュニアリーダー研修というのを、現地に行って取材をさせていただいたと。ジュニアリーダー（中高生）に対して、さらにシニアリーダーがいてですね、世代間の交流を通して、ジュニアリーダーは自分たちの体験、学習したことを次の世代に伝えると。若者同士の世代間の交流が、その中で子どもは育っていくと。二つ目、宮前市民館のこどもあそびランド、これもですね、10年以上続いている事業なんですけれども、市民館が全館を使って、200人以上のボランティアが参加して、舞台発表や昔遊び、工作、料理、読み聞かせ等様々なことをやってると。そういう中でボランティア活動している若者たちを取材して、彼らの意見も聞きました。それから三つ目は、大学生による地域貢献です。私共は事例として対象としたのは日本女子大学と和光大学です。まずは、日本女子大学の場合ですね、読売ランドの駅前プロジェクトという地域の町づくり事業に、学生が参加して、地元の商店街、

地域自治会、町内会と協同して、地域の一員として学生さんが頑張ってくれてる、そういう現状を取材したと。で、若者たちの意見も聞きました。二つ目は和光大学ですが、和光大学は土地の地権者と連携して、下草刈りとか常緑樹の間伐など、そういった整備作業をしながらですね、川道楽といいますかね、川を綺麗にする作業をやったりしながら、さらにまた伝統行事である「どんど焼き」といいますかね、かつての伝統的な行事にも参加しています。この大学の二つの事例は、若者が地域を自分たちの居場所として、感じ取ってもらうと同時に、また地域社会も、若者たちに対して皆さん方の力を必要としてるんだと、地域を作っていくために。そういうお互いの高め合う感じをですね、私たちは事例として取材をさせていただきました。続きまして、第3グループですが、若者の生きる力を育み、若者が生きやすい社会をつくるために。これはですね、事例としてはまず、臨港中学校の地域教育会議「職業体験」、これも15年前から中学生の職場体験ということでやってるんですが、本当に地域の商店街の皆さん方が、地域の中学生を対象として職場体験をさせながら交流してくれてるということでした。生徒は、地域は私たちにとって一つの大きな家ですと、アンケート調査にはっきりと書いてあるんですね。で、地域で生きるという明確な、地域社会の一員としての意識を、この職業体験を通して自分の中に培っているということは非常に大きなインパクトがありました。続きまして、菅生こども文化センターではわんぱく生活学校・ONEパークの取組というのをやってまして、これはわんぱくというのを、言葉を「ONEパーク」というふうに言い換えてですね、これも小学校低学年から参加して、中学生、高校生、社会人になっても、一緒に参加して自分たちが学んだことを次の世代の子どもたちに伝えながら体験活動を学んでいると、そういうことでございました。続きまして、次の4ページです。以上3つのグループの事例研究を通して、全体的なまとめに入りますが、4ページの下の方にですね、各グループの検討ごとに川崎市の社会教育委員会議は以下のことを提言したいと、7つの項目にまとめて提言をさせていただきました。5ページに入りますが、一つずつ簡単にコメントさせていただきますと、まず最初、一番目ですね、「若者の自尊感情や自己肯定感を高める機能を持った社会施設環境の充実」。若者と接してですね、若者の自尊感情あるいは自己肯定感が低いという現実に我々はどう対処するかと。そのためにはですね、自分たち若者自身が、自分たちが地域で必要とされてるんだと、地域の社会のために、誰かの役に立ってるんだと、そういう充実感を持つことによって、自尊感情の高まりに貢献できるんじゃないかと。若者が参加しやすい環境づくりを考える、これが第一番目です。二番目はですね、「社会教育・医療・福祉等の多面的な社会資源が分野を超えての事業連携」。様々な若者対策とか若者を対象にした事業をやっているんですが、それは個々に並列的に進めているのではなくて、横断的に連携をしながら、共通の目標を立てて、若者の社会生活のつながり感を回復していく。そういうことが大事。三つ目はですね、若者の参加意欲と居心地感を意識した市民館講座の充実。市民館講座は、様々な分野の講座、学習会を立ち上げております。特に最近、超高齢社会といひまして、シニア向けの様々な課題と講座が多いのですが、一方で、若者を対象にした、

若者の社会参加、つながり感を高揚していくための事業もこういった折に増やしていただきたいと、そういう提言でございます。四番目がですね、若者同士が教え合えるシステムを作ると。若者たちが成長するにつれて、いろんな社会体験ができていくわけですが、それを次の若者世代に伝えていくといいますかね、若者の異世代間交流、そういう機会と場を作っていくことが大事ではないかということです。五番目が、若者の情報収集手段に沿った情報の提供。これはもう御存知のように、最近インターネット、IT関係が非常に盛んですが、紙ベースとあるいはインターネット、さらに口コミ等も含めてですね、若者への情報伝達のあり方をさらに効率よくしていくためにはどうすればいいのか、その辺の検討です。最後のページになりますが、六番目に、若者を支える地域コーディネーター、これはやっぱり地域の親が、様々な若者の社会、地域参加、それから若者たちが持っているものを引き出して、地域づくり、地域の大人たちと一緒にやっていく、そういう役回りを作っていくためのコーディネーターですね。このコーディネーター役って非常に大事だと思いますので、これは地域の大人の一つの役割であると思いますので、これは社会教育委員自らが出す、自分たちに課す課題でもあります。最後に七番目、若者の地域活動を持続的に支えられる「度量のある」地域。度量のあるというのは一つの例えとして聞いていただければいいんですけども、いわゆるですね、大学生の場合には、地域社会の人たちにとっては、言葉は悪いんですけど、よそ者というね、どっちかっていうと意識もあったりするんですが、よそ者こそですね、従来の地元の人の発想にない新たな発想と考え方とエネルギーを持ち込んできてくれるのではないかなと、そういう包容力を持って受入れながら、そして地域の一員として肩を組みながら、まちづくりをしていく、そういう地域社会、市民としての成長も必要じゃないかということでございます。結論的にはですね、若者たちに、あなた方が必要ですよと、これからの地域活動にとって、学生の身分であるけれども、地域の一員として、あなた方を地域は必要としているんだというメッセージをですね、いかに届けるかというのが私たち地域社会の大人、地域社会の人間にとっても課題であると。これは社会教育委員としても今後、ひとえに頑張っていきたいということを提言させていただいたと。長くなりましたが以上でございます。

#### 【峪委員長】

ありがとうございました。ただいま、若者と地域社会のつながりというテーマで、この2年間取り組んでこられた御活躍を紹介していただきました。本当に素晴らしい結果であるかと思います。焦点化されている課題について、それぞれ現場主義というか、実際に現地を訪れて、若者の姿を取材してこられて、それがとてもわかりやすく目に見えるように表現されていると思います。その中身、もう少し報告書のほうを見させていただかないといけないんですが、川崎市全域の若者を支える現状というものが本当に印象に残りました。そしてこれに基づいた提言のほうでは、非常に分析的に書かれておまして、今後の多角的な視野にたった方策が記述されていると思います。そして特に私たち大人の役割という

もの、最後に書かれてあったことが、非常に効果的であろうかなというふうに思いました。委員の皆様、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

**【吉崎委員】**

よろしいですか。いろんな現場のところの事例をきちんと集めていただいて、大変精力的にやっていただいてありがとうございました。私が聞きたいのは、このように多様な活動に参加している若者がいる一方で、どちらかといえばそういうことに消極的な若者もいると思うのですが、ここに参加している若者たちというのは、本来そういう社会参加の積極性がある若者たちなのか、それともこういう活動を通じて、積極性というか、そういうものが生まれてくるのか。両方あると思うのですが、そういう点から考えて、若者たちに何か特性があるのでしょうか。

**【社会教育委員会議議長】**

若者の大半は、自らきっかけを求めて向かうのではなくて、地域の大人の人とか、先輩とかをきっかけに、地域の社会の空気の中に入って行って、そして少しずつ自分たちのその世界に入っていくということが多いです。なので、若者を常に排他的にするのではなくて受入れていくような、そういう地域社会を作っていくことが非常に大事であると、この事例を通して研究しながらつくづく思いました。若者自ら地域社会に入っていくというのは非常に稀です。従っていろんな身近な施設で大人の人が楽しそうにやってるから行ってみようとか、友達が行ってるからちょっと行ってみようとか、きっかけとしてはそういうのが多いです。行ってみることによって自己開発されて、こういう面白い世界が、楽しい手応えのある世界があったんだと行って、のめりこんでいく、そういうケースが多いということがこの調査でよくわかりました。それから、その若者の先輩がいるんですね。それと同じような体験をして、シニアリーダーになってる人がいるんですね。その人たちから教わるということがあって、さらにのめりこんで、学校と家庭以外に、地域という新しい世界を、若者自身が体験をして開いていくという、そういうプロセスを取材を通して私どもは勉強させてもらいました。なるほどそうかと。

**【吉崎委員】**

もう一点だけよろしいですか。きっかけ作りが地域にあるということが非常に大事だということと、先輩後輩のつながり、人間関係が非常に大事だということがわかりました。これを通じて川崎特有といいますか、地域の中で若者が活躍するという点において、何か川崎の特色というものはあるのでしょうか。それとも、これは川崎だけの問題ではないというか、他でも行われていることなんだけれども、比較的川崎は積極的なのか、また何か特性があるのか、何かそういうことを感じたことがありますでしょうか。

**【社会教育委員会議議長】**

川崎の場合は特によそと比較してというよりも、他の地域から来て、学生であったり、仕事をしたりして、川崎市民としての暮らしを始めた若者が結構多いということが一つあります。それからもう一つ、東京新聞のかつての事例にあったのですが、川崎の若者は自殺者が全国平均の2倍もあるんです。それに僕は非常にショックを受けて、これはどういことが背景にあるのかと。その背景まではきちんとした迫り方ができなかったんですけども、地元で育つというよりも、よそから来て新たな自分の生活を川崎で始めるという若者が非常に多いというのが特徴で、その人たちをどう受け入れていくか。先ほどよそ者というような言い方をしましたが、最初は、自分たちはこの土地は、学生時代だけ、仕事してるだけと思いつつも、地域の方が迎えてあげると、自分たちも一緒に、必要とされて入っていくという、そういう経緯ですね。そこに川崎らしさというんですか、特徴があるような気がするんです。よそ者から土地の地域の間へという転換を経験できる場所というのは、非常に川崎の特徴であると思います。高度成長期に僕らもそうだったんですけどね。今の若者もやっぱりそういう経緯をたどってる方が多いということを感じました。

**【吉崎委員】**

どうもありがとうございました。

**【峪委員長】**

そういうところにこそ、大人の役割というか場所を、大人が作ってあげるといふかね。そうしないと入ってこれない。

**【社会教育委員会議議長】**

だから、若者たちがあまりかしまらないで、ずっと入っていけるようなコミュニティを、大人が作ることが大人のやっぱり責任だと思いますし、我々が、大人が作ってきた社会の中で、今の若者が苦勞してるんで、突き放すことは絶対よくないと思います。私たちが作った社会で若者が生きて、いろんな苦勞をしてるんで、私たちはまず受け入れて、一緒になってやっていきましょうよと。あなたの方の力こそ必要なんだということを感じてお伝えたいと思うんです。必要とされている自分というのを若者が自覚してくれると、自尊感情も高まるんじゃないかと感じております。

**【峪委員長】**

今の議長さんのお言葉は重いですね。

**【高橋委員】**

教えてほしいんですが、この報告の後の今年度以降の活動というのは何か継続がありま

すか。

#### 【社会教育委員会議議長】

ちょうど今年度が任期2年の変わり目なんです。4月で、私ども任期は終了して、5月からは新たなメンバーで、続く人もいますけど、新たな2年間が始まります。そこでまた、2年間のテーマをみんなで話し合っ、課題を出し合っ、テーマを設定して、2年間かけてまた研究していくということなんです。社会教育委員の皆さんはそれぞれもう地域活動やったり、市民活動やってる人なんで、2年間の経験と成果を持ち帰っ、今度は自分たちの活動領域で、これを活かしながら活動していく、そういうことです。

#### 【高橋委員】

それを受けましてなんですが、今回の背景、課題提起というのは、以前、意見交換でもこのお話を伺っから、非常に関心があっ、重要な課題であると私自身も思っています。私自身は会社のほうで障害者の就労支援の事業と、今期は単年度ですけども、川崎市より委託を受けた生活保護者困窮者の就労支援の中間的就労を実施している上で感じている部分と、現状と未来に対してのこの課題というところをもっ、ちょっと意見をお伝えしたいと思っます。この課題提起に書かれてる15歳から34歳の若者の中のニート、フリーター、ひきこもりというような方たちというのは、例えば特に生活困窮者というか、そういっ今、社会的に大きな課題になっている方たちの大半が、こういった事情を抱えて、それが長くその状態となっ今があるというようなことが多いというのを現状として感じています。これがどうしてかというのはいろいろ課題が研究の中でも出てきているかとは思っんですけども、例えば、すごく変な言い方かもしれないですけども、社会の環境がそうさせてしまっような部分も、正直あるのかなというのは、私自身は感じています。この報告書のほうには少し書かれてる部分もあるかと思っんですけども、例えば制度や組織といった部分において、こういった方たちがそういった状況になっしまった後に、誰に頼ったらいいのかという窓口が、正直ないと思っます。例えば仮に障害の方であれば、福祉事務所を訪ねて、ケースワーカーがついて、その後が出てくるけれども、じゃあこの方たちが区役所を訪ねたときに、一体どこに窓口があるのか。これはたぶん、今の段階ではほぼないんじゃないかというふうに思っですね。一方で、彼らが社会に出て働くという場合に、報告書の中にも例えばハローワークや若者サポートステーションや、精神保健福祉センター等々の機関が書かれておりますけれども、そういった機関が、こういった方たちがいろいろ課題を抱えて門戸を叩いた時に、どこまで支援ができるのか。これは身近でやっっている中でほとんど難しいんじゃないかを感じていて、これを解決するためには、やはり行政が主体的になるよりもむしろ、今回のような社会とか地域が先頭をきっ支えるような環境づくりで、ある意味行政がちょっとバックアップするような体制でもっ、社会での役割を作っっていくというような。誰が主体になるのかは非常に大事だと思っい

て、今、社会や制度や機関の中に、こういった方を支える主体的な役割のものは、何もないんじゃないかなど。誰もやってないわけですね。それを現状として私自身も日々の中で感じているので、この後どういうふうが続くんですかという御質問を先にさせていただいたんですけども、非常にこの課題が浮き彫りになった後に、誰が主体的にこの課題解決を一步でも二歩でも進めていくのかなというのは、是非もうちょっと突っ込んで、教育としてもバックアップしていただけたらいいなというふうに思います。また、未来の話に関しましては、ここでは触れてはませんが、例えば早期発見、早期解決というところの地域のコーディネーターという方法もありましたけれど、やはり早期発見ということで、教育委員会が取り組んでおります、児童支援コーディネーター等の役割が今後、こういった方たちをできるだけ出さないために、すごく重要になってくるのかなと思います。現在の課題、未来に向けた解決を両輪で考えていく必要があるのかなと思っています。前者に関しては是非主体的にということ、地域でできたらいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます、引き続き。

**【峪委員長】**

他にありますか。

**【中本委員】**

御苦労様でした。本当に素晴らしい研究報告だと思います。大下議長はじめ、20名の委員の皆様、本当に御苦労様でした。このテーマですが、やっぱり誰かがいつかはやらなくちゃいけないもので、議論として多いのは、子どもとシニアの話。で、誰かが調査をいつかはやらなきゃいけないというテーマだったと思います。これだけ実際に活動なさった皆さんの研究調査報告なので、読み応えのあるものになってると思いますので、後でゆっくり読ませていただきたいと思います。

僕自身は、肝は書きにくそうに書かれている7番目の提言、地域の度量、これに限ると思います。やっぱり僕も様々な活動して感じるのですが、結局は地域の度量にかかると思います。実は若者たちは古いものに興味を持ってまして、また、年配者の方たちは、まったく異次元の価値観を持っている彼らのことにも非常に興味を持っています。理解できる度量が、お互いに刺激を受けあう状況を作るのではないかと思います。

是非、提言を受け取るだけでなく、教育委員会としてしっかり受け止めて、何らかの形で活かされる仕組みを作っていただきたいと思っています。

僕が希望するのは、こういった活動を何かの形で継続できるようにして活動を続けられる糸口を作れないかと思います。せっかくのこの貴重な体験をなさった皆さんの経験を宝物として僕らが使えようになるといいですね。2年間淡々と研究調査してみるとやっとなわかるようなことがあるのではないかと思います。本当に皆さん、御苦労様でした。

### 【教育長】

午前中にも御提言を頂戴いたしましたけれど、大変ありがとうございました。私から御披露させていただきますが、この報告書そのものが、20名の委員さんが誰に頼ったとか、誰かに頼んだということではなくて、委員さん自らがお書きになられたということで、その課題意識と熱意の強さを改めて感じているところです。今、若者のお話で、外から入ってくる子どもたちを、度量のある地域で迎え入れなければいけないというお話がありましたけども、その一方で川崎の子どもたちにとって、学校教育の段階での地域の関係性を高めていくことは、これからも進めていかなければいけないと思っています。また、御報告の中で、自己肯定感とか自尊感情というお話がございましたけども、学校教育の中で、こういったものは徐々に発達するものでして、何かをしたらずぐに自己肯定感、自尊感情というものが芽生えるものではなくて、学校教育の、義務教育の9年間を通じて、そういったものを積み重ねながら、育てていかなければならないと思いますので、そういった意味合いで、これからも学校教育を充実されてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

### 【高橋委員】

もう一点だけいいですか。報告書の8ページに課題として書いていただいております、ちょっと言葉に注目をしたいんですけども、これはこの議題以外にもいつも折りに触れているものなんですけども、上から三つ目で、傾向として、失敗を恐れる傾向がある、ということが書かれているかと思うんですね。これは私どもがやっている事業の中でも、かなり多いなというんなら感じで感じています。ここは、教育委員会として今打ち出しているキャリア在り方生き方教育の推進と非常にリンクをしていることなのかなと思っていますので、ここは教育委員会の中でも是非、この傾向があるのは何故なのかということ、深く考えていきながら、未来に繋げていけたらいいなというふうに思います。

### 【教育長】

今、お話ありましたが、将来の社会的自立に向けて、徐々に力を育てていくということ、これから一層大事にしていきたいと考えているものです。将来が見えるから夢や希望もあるけれども、一方でその将来があるからこそ、不安な気持ちも抱くというものだと思います。将来の夢や希望を抱くということが、自分と将来の社会というものの関係性を高めるということに繋がる大事な活動だと思いますし、大事な力になっていくと思いますので、今、高橋委員からもお話ありましたが、学校教育全体で、子どもたちの社会的な自立を徐々に促していくような取組をこれから大事にしてまいりたいと考えております。

### 【峪委員長】

よろしいですか。それでは、ニート、フリーター、ひきこもり等、今日的な非常に重要な問題を真正面から捉えて、この2年間活動してこられたことに、心から敬意を表しまして、これについては終わりとします。それでは、承認ということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 報告事項 No. 6 平成26年第1回市議会定例会について

【峪委員長】

総務部長お願いいたします。

【総務部長】

それでは報告事項 No.6「平成26年第1回市議会定例会について」御報告させていただきます。今回の市議会は、2月18日から3月24日まで開催されました。それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。資料の(1)平成26年第1回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第3号「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第57号「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」、議案第63号「川崎市教育委員会委員の任命について」の5議案でございました。議案第16号「川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正を受け、市立高等学校の授業料の徴収に係る規定を整備するために改正するものでございまして、3月上旬の高等学校入学手続きにおいて周知する必要性から、先行議案として2月19日の総務委員会において審査が行われました。審査の状況でございますが、民主党から所得基準を上回る支給対象外の生徒に市独自で就学支援金を支給した場合の費用について、就学支援金の受給方法について、入学予定者への新制度に関する情報の周知について等の質問があり、市独自で就学支援金を支給した場合の費用は1学年約4千万円と見込んでおり、全学年が対象となった場合には、約1億3千万円になると見込んでいること、受給については、具体的な申請手続きが神奈川県から示されていないが、学校で申請書を受付、教育委員会を經由して、神奈川県で支給の審査申請、認定を行うといった手続きが予測されること、周知については、すでに全市立中学校

の3年生に文部科学省が作成したパンフレットを配付済みであり、高校の入学説明会においても、説明を行うなど申請漏れ等がないように対応していく予定であると答弁いたしました。審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても賛成多数をもって原案どおり可決されたところでございます。議案第3号「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、川崎高等学校附属中学校の開校に伴い、市立高等学校の教諭等が川崎高等学校附属中学校の管理下において非常災害時等の緊急の業務等に従事した場合に教員特殊業務手当を支給するために制定するもの、議案第17号「川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に係る委嘱又は任命の基準を定めるために制定するもの、議案第57号「川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、契約金額のうち維持管理費相当額について、金額の変更を行うもので、3月14日に開催されました総務委員会において、審査が行われました。審査及び採決の状況でございますが、特に質疑・要望等はなく、委員会での審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案どおり可決されたところでございます。また、議案第63号「川崎市教育委員会委員の任命について」につきましては、3月24日に追加議案として上程され、代表質疑の後に全会一致をもって同意されました。

続きまして、資料の(2)平成26年第1回市議会定例会の答弁について、でございますが、本議会におきましては、先行議案として審査されました、議案第16号に対する代表質疑が2月18日に、追加議案として上程されました、議案第63号に対する代表質疑が3月24日にそれぞれございまして、議案第16号につきましては共産党より、議案第63号につきましては自民党より質問がございました。資料の2ページを御覧ください。市長に対して「教育観と教育委員会制度についての所感、教育委員会制度改革により首長の権限強化がされることに関する見解について」自民党から質問がございました。市長からは、教育観について、「子どもたちの笑顔」のあふれるまちづくりをめざして教育を行うことが重要であると考えており、「わかる授業の推進」、「地域の寺子屋」の開講など教育改革を進めることが重要であると考えていること、新たに「キャリア在り方生き方教育」を推進することで、子どもたちの学ぶ意欲や他者と協力しながら社会に参画する力などを育み、将来の川崎の担い手となる人材の育成を進めていきたいと考えていること、また、現行の教育委員会制度については、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映を制度的に担保し、重要な役割を果たしてきたものと思うが、責任体制などの課題が指摘されていることは認識していること、首長には、教育委員を議会の同意を得て任命する権限や教育予算を編成する権限があり、市全体の調和のとれた適正な事務の管理・執行が行われるよう総合調整権を発揮していること、本市の教育委員会では、これまでも教育行政と一般行政との連携を図りながら、様々な重要事項や基本方針について、適正・的確に決定されているものと認識しており、今後についても、様々な分野の知識や経験を

有する委員が、十分な協議や意見交換などを行い、未来を担う子どもたちのために、きめ細やかな教育行政が展開されるよう期待していること、教育委員会制度改革について、今国会に係法改正案が提出される予定であることは承知しており、かねてから指摘されてきた課題を解決していくための制度改革になるものと思うが、今後とも、国の法改正の動向を注視していきたいと考えていること、教育行政においては、政治的中立性や継続性・安定性を保ちつつ、日頃から首長と教育委員会が連携を図るとともに、議会の御理解をいただきながら、川崎の子どもたち、市民のために、より良い教育行政の充実・発展に努めることが重要であると考えているとの答弁がありました。

続きまして、代表質問でございますが、3月3日・4日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、中学校給食導入に関するもの、キャリア在り方生き方教育や習熟度別クラス等の教育改革に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの、学校施設に関するもの等がございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の4ページから22ページにかけまして、まとめてございますので、のちほど御覧いただきたいと存じます。続きまして、予算審査特別委員会でございますが、今回は3月10日から13日の4日間で行なわれ、質問委員52名のうち、20名の委員から27項目の質問がございました。主な内容といたしましては、職員の障害者雇用等に関するもの、環境教育に関するもの、通学路の安全対策に関するもの、橘樹郡衙跡、影向寺遺跡の国史跡指定に関するもの、教科書採択に関するもの、小学校の安全対策に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の23ページから45ページにまとめてございますので、のちほど御覧いただきたいと存じます。なお、委員長への質問につきましては、中学校給食関係につきまして、代表質問において、自民党からございました。4ページをお開きください。「中学校における昼食についてのアンケート」でございますが、明らかになっていない手法や財源の議論を飛ばして作られたアンケート項目に、妥当性や公平性を感じることができないことへの見解を求められ、中学校完全給食については、食育の推進や子育て世代の働き方の多様化、子育て環境の整備など、これまでの社会的な動向を踏まえるとともに、これからの川崎を担う中学生を食育の観点からサポートするためにも、早期実施に向け、昨年11月26日の教育委員会会議において「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定したものであること、この度の「中学校における昼食についてのアンケート」については、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、食育の推進や安全・安心の観点を含め、児童・生徒と保護者の方々の中学校給食に対する意向等について現状を把握し、今後の検討の基礎資料として活用するために実施したものであり、質問の各項目については、事前の教育委員会会議において、内容や言い回しをひとつひとつ精査し、今回のアンケートの内容となったものであること、中学校完全給食の実施は、多くの保護者が早期の実施を要望され、教育委員会としても、その実現に向けて進めており、その過程においては、議会をはじめ様々な機会を通じて、市民の皆様に説明してまいりたいと考えていると答弁をいただきました。以上で、平成26年第1回市議会定例会の報告を

終わらせていただきます。

**【峪委員長】**

御質問等ございますか。

**【高橋委員】**

質問なんですけども、15 ページから 16 ページにかけて書いてある特別支援教育についての答弁で、本市の特別支援学校に在籍している児童生徒数のところで、5 年間で 112 名、約 34% の増加という人数は、市立のみの人数になるのではないかと思うんですけど、それでよろしかったでしょうか。

**【教育長】**

その通りです。

**【高橋委員】**

川崎市には県立の特別支援学校と市立の特別支援学校があつて、川崎市に住んでいる特別支援学校に在籍している方たちと捉えると、県立まで入れないと人数が相当少なく見えるんですね。市内に住まれている方たちの在籍者数というのが非常に大事だと思うので、次回以降は、参考でもいいんですけど、県立の人数も入れていただきたいなど。

**【教育長】**

質問の内容にもよります。県立を含めた全体で答弁したほうがいいのか、あるいは市立学校に限って答弁したほうがいいのかということがありますのと、あとは実際に所管している範囲が、県立学校には本市の教育委員会が及んでいない部分でもありますので、質問内容によっては、答え方が難しい部分もございます。状況として捉えた場合には、必要があれば全域の数値を答えることもあるかと思えますけれども、基本的には市立学校で常に答弁させていただきたいと思っています。

**【高橋委員】**

支援教育とかその特別支援に関わる質問が、毎回市議会では基本的には一つ以上ありますよね。質問の中身にもよるといってお話でしたが、規模感は全体像を把握する上で、人口に対してどれぐらいなのかとか大事だと思うんですね。なので、川崎市内の人口に対してどれぐらいの生徒がいて、それに対して特別支援の子たちがどれぐらいいるのかという把握が、市立特別支援学校だけではできないと思います。オール川崎で考えた時に、障害者雇用・就労促進協定 3 か年プランを出していますし、施策を今打ち出していて、この後の話となった時に、支援級は全校設置されていて、約 2 千人ぐらいいるのに、支援学校では

小さくなって、どこ行っちゃったんだろと見えなくもないですよ。で、学校を卒業したら増えているみたいだね。そうじゃなくて全体の規模感というのは、施策を考える上でも、連携をとる上でも大事かと思うので、参考でもいいので入れていただきたいなど。そこは検討いただきたいと思います。

#### 【教育長】

おっしゃることはよくわかりますし、対象となる児童生徒がどのくらいの数になるのかということは、川崎の就労支援等の施策を作る上でも対象者数を明らかにする上で、大変重要な数値だとは思いますが、ですから、そのことを軽く見ているわけではありませぬので、質問の内容に応じて、その数値も含んで答弁することも今後考えてまいりたいとは思いますが。

#### 【高橋委員】

もう一点あります。5ページのキャリア在り方生き方教育に対する答弁に関しまして、これもちょっと障害のところに触れるんですけども、答弁の上から5行目、職業体験の生徒の感想、これは生徒の感想そのままなんだろうと捉えてはおるのですが、川崎が今、非常に一人ひとりに寄り添うとか、教育を大事にしているとか、共生とかそういうところを大事にしている中で、この老人福祉センターに行ってみて、障害のある人や高齢者がいてというふうに出てくるのがちょっと違和感がありました。共生教育や特別支援教育、交流でいろんな方を認め合って教育していくというような部分もすごく大事にしている一方で、老人福祉センターに行ってみないと、こういった方たちに会わないのかなということに、ちょっと素直に疑問を感じてしまったんですね。これってすごくいい感想だなということから抜粋されているんですよ。

#### 【教育長】

これは、老人福祉センターに行ってみて初めて障害のある方、高齢者の方々の存在がわかったということではなくて、自分の職場体験の機会として、自分は老人福祉センターに行ってみました。そこには障害のある方や高齢者の方がいらしたということの繋がりであろうと書かれているのであって、認識そのものがここに行かなければなかったということではないと思います。本市においては、交流や協同学習というものを、通常の小中学校でも大事にしておりますので、学校の規模にもよりますが、障害のあるお子さんと接する機会は、いろんなところでありますので、障害者に対する理解というものがここに行ってみて初めて行われたということではないと思います。あくまでも感想をそのまま使わせていただきましたので、今少し説明したようなことで御理解いただければありがたいとは思いますが。

**【高橋委員】**

私の意見の補足なんですけど、何でこんなにしつこく言うかという理由がありまして、比較的教育委員会の中では、そういう教育に対しての取組というのは、深くやっている中で、意識という面で、みんなが共有している前提でこれを見ると、そんなに違和感がなく見えるかもしれないですけども、大半はそこまで、この話とか、さっきの規模の話って知らないんですよ。知らない人が見た時に、どういうふうを感じるのかなというふうに考えますと、さっきの規模で言えば、ほとんど知らない人が見たら、随分少ないなと感じると思います。これを見ても、そういった教育をやっていると聞いてたけど、一連の流れにちょっと違和感が出たものですから。ここはちょっと細かい部分でもあるんですけど、お伝えしているところなんで、ちょっとその辺も踏まえていただけるとありがたいなというふうに思います。

**【総務部長】**

議会の質問でございますので、議員さんの質問に対してのお答えということになるかと思えますけれども、回答を通じて、教育委員会の取組というものを、広く議員さん、あるいは市民の皆様にご覧いただくということも重要でございますので、そういう意味では、今後検討していきたいと思えます。

**【峪委員長】**

他にありませんか。

**【中本委員】**

ちょっとよろしいですか。地域の寺子屋事業について、3名の議員の方が質問しておりますが、一つ危惧するのは、市の中にも国の中にも、こういう活動を学校を支援するプログラムがすでにあるんですね。現在も、それぞれで学校支援は行われています。類似する新しい形の何かを作ると、また新しい人たちが入ってきて、住み分けが結構ややこしくなることが多くなります。

これはもう答弁の中でも、そういうことがないように書いてあるんですが、これは是非今後、まず小学校で今現行やっている活動を十分調査していただき組み入れていただきたいなとつくづく思います。

これは語弊があるかもしれませんが、行政側から声かけて集まる方というのは、活動家が多くなるきらいがある。地域の学校事業参加は、本来ものすごい地味な活動の連続になります。唐突に現れる派手なアクションには戸惑うことが多い。その辺でちょっとしたギャップが毎回起きています。国がなんかやる、市で何かやろうとすると、毎度意外とつまらない軋轢が生まれるんですね。学校が何をやりたがっているのか、どんな地域の参画を望んでいるのか、まずちゃんと調査してください。既に7校指定とありますが、指定校は

決まってるんですか。

**【生涯学習部長】**

これからでございます。

**【中本委員】**

これからですか。そしたら、設定の段階からもう既にうまくいっている事業もたくさんありますので、学校を支援してる側の状況をよく踏まえて設定していただけると助かると思います。以上です。

**【総務部長】**

答弁にも申し上げているように、地域の人材を活用するというのが基本でございますので、そういう意味では、この意見を承って、しっかりやっていきたいと思っております。

**【中本委員】**

よろしくお願いします。

**【教育長】**

補足しますが、トップダウンといいたいまいしょうか、行政のほうで何か組織を一方的に作って、それをやっていただくということではないです。今、総務部長のほうからも話がありましたように、いろんな地域の資源、団体等もありますし、これまで学校を支援されてる方々がいらっしゃいますので、その7つのモデル実施も、いろんな支援あるいは資源というものを生かしながら、モデル実施できないかということを考えていますので、今後それを広げていくにあたって、様々なやり方を探る、そういった意味合いで今回7つを選ぼうとしているんです。ですので、先に申し上げたように、無理矢理何かを作るということではなくて、いい担い手を、これまでもあったものをうまく活用しながら取り組んでいきたいという、そんな形です。さらにその学校のいろんなニーズがありますので、それを大事にししながら、学校の先生方の御意見もいただきながら進めていくことはもちろんです。

**【中本委員】**

はい。お願いします。

**【峪委員長】**

それでは、これで承認ということよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

## 報告事項 No. 7 市議会請願・陳情審査状況について

### 【峪委員長】

総務部長お願いいたします。

### 【総務部長】

それでは、報告事項 No.7「市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。お手元の資料「平成 25 年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」を御覧いただきたいと存じます。今回は、前回御報告をいたしました、平成 26 年 1 月 28 日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきまして御報告申し上げます。資料の 1 ページをお開きください。下段、陳情 59 号「川崎市教育委員会に両当事者取材・人証中心に事件解決を求める陳情」及び陳情 60 号「指定代理人委任状に兼務の場合も役職全て記名することを求める陳情」についてでございます。この 2 件は同一の陳情者から提出されたものでございまして、3 月 18 日の総務委員会におきまして審査が行われ、いずれも不採択となりました。続きまして 3 ページをお開きください。下段、陳情 152 号「教職員給与費の政令指定都市への移譲」に関し 20 政令指定都市と政令市所在 15 道府県でなされた合意を撤回することについての陳情」でございます。陳情の趣旨は、県費負担教職員の給与負担等の政令市への移譲について、政令指定都市と政令市所在道府県における合意の撤回を求めるもので、3 月 4 日に総務委員会に付託され、今後、審査が行われる予定となっております。説明は、以上でございます。

### 【峪委員長】

御質問等ございますか。

### 【高橋委員】

教えてほしいことがあります。先生たちの労務に関する陳情が、今回も入ってますよね、陳情 4 号とか。これって、一般的には先生とか関係者じゃないと、この状況というのは知り得ない、あまり馴染みがない中身だと思うのですが、これは一般的に入手しやすいものなのでしょうか。先生とか教育委員会じゃない人、例えば保護者とかが、この事情を知りうる情報がどこか見に行くところのものなのでしょうか。

### 【教育長】

一般的に市民の方でも教育に対して関心の高い方もいらっしゃいますし、こういった条

件整備を整えてほしいという、そういう願いを持ってらっしゃる方もありますので、そういった方が請願、陳情を出されることはしばしばあります。必ずしもその中のことが詳しくわかっているかどうかということではなくて、どういう願いを持っているかによって出されている陳情があらうかとは思いますが。

**【高橋委員】**

どっちかっていうとマイナスの話じゃなくて。私は学校に保護者として行かせていただいて、すごく良くやっていただいているんですけども、例えば夏休みや何かの休みに教材研究をしたりされてますが、そういった理解というか、どうしてそれをしなければいけないのかとかって比較的わかりづらいんですね。先生たちとかがどういうふうに働いたり、いろんな負担も含めて、一緒になって教育と家庭と地域と学校とっていうことで、子どもの教育をやってしていく時に、そういった理解もあった方が、いろんな面で、私は保護者としても大事なのかなというふうに思ったので、ちょっとそれを確認させていただきました。

**【教育長】**

すみません、御質問がよくわからないのですが、教員の勤務実態の話になるんですか。

**【高橋委員】**

そうですね。保護者という立場もそうですけど、私は民間の企業もやっておりますので、その代表としても、組織という意味で、人が働くという面では、いろんな考える時間も必要だったりとか、充実した教育のためには、そういった面も大事じゃないかなという観点も含めて、教えていただこうかなと思ったわけです。

**【教育長】**

御意見の趣旨と合うかどうかはわかりませんが、未だに、学校の先生は夏休みを子どもたちと同じように全く休んでいるという認識をお持ちの方もいらっしゃいますよね。実際は夏季休暇は5日間というふうになっていて、あとの日はほとんどがそれぞれ学校で勤務をしているとか、研修をしているのが実態なわけです。ところが未だに子どもたちと同じように休んでいるんじゃないかというようなお考えをお持ちの方があれば、その辺の教員の勤務実態についての認識を改めていただきたいとは思いますが、また、そのために何か必要があれば、学校の先生方は普段、夏季休暇、冬季休業、それぞれ長期休業の期間の中でも、こういった生活を送ってるんだということを、何か発信できるような機会があればお伝えしてまいりたいと思います。

**【高橋委員】**

ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは、これで承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 報告事項 No. 8 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

前回の4月8日の教育委員会におきまして、川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討課題について、御説明させていただきましたけれども、今回追加資料がございますので、前回の資料に合冊させていただきました。今回は、前回の会議の中で出されました質問への回答と、追加資料についての御説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。それでは、まず、前回の会議の中で出されました質問への回答を、健康教育課の邊見担当課長から御説明させていただきます。

【健康教育課担当課長】

それでは前回御質問いただきました件について御説明させていただきたいと思ひます。まず一点目。小学校給食費の未納状況についてでございます。平成19年度から平成24年度までの6年間の給食費にかかる未納額は、平成25年7月末時点で約1,400万円、未納率は0.08%となっております。二点目でございます。小学校給食の食物アレルギーの状況についてでございます。小学校給食における食物アレルギー把握人数は、平成25年12月1日時点で、児童数71,007人中3,348人、そのうち除去食等を行っている児童数は645人でございます。以上でございます。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、引き続きまして「川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について」の追加資料、③-2、③-3及び⑧について、御説明させていただきます。資料③-2を御覧ください。「民間活力を活かした効率的な手法の検討について」でございます。「中学校完全給食実施に向けた取組」につきましては、「「公」と「民」との適切な役割分担を構築することで、公共サービス提供における民間部門の活用などの民間活力の導入を図る」

ことが「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」で定められています。これは、「行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、事業目的を明確化し、必要なサービスの水準を設定した上で、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められている」という考えから来ているところでございます。したがって、「中学校給食」につきましても、「民間活力をいかしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい給食の全校実施に向けた取組を進める」とこととされております。調理業務における、この「民間部門の活用」の具体例としては、「公設民営の調理業務委託」方式、「民設民営の民間デリバリー」方式、そして「PFI」方式の3方式が挙げられます。「公設民営の調理業務委託」方式とは、本市の小学校・支援学校 116 校のうち 47 校で実施されている方式で、公設の調理場において、調理業務のみを民間の調理業者に委託するものでございます。「民設民営の民間デリバリー」方式とは、他の多くの政令市で実施されている方式で、民間の調理業者に調理から配送・洗浄まで委託するものでございます。「PFI」方式とは、共同調理場の建設の際に活用される方式で、民間資金・経営能力・技術的能力を活用し、設計・建設・維持管理・運営までを一体として民間に委ねるものです。これらの詳細が、次のページの「資料③-3」「PPPによる実施手法の検討について」でございます。PPPとは、「public[官]・private[民]・partnership」の略でございます。官民協働と訳されております。このPPPには、「アウトソーシング」「公設民営」「PFI」「民設民営」「民営化」などがございます。詳しくは左下の欄に書かれてございますが、このうち、「PFI」の方式につきましては、「BTO」「BOT」「BOO」の3種類が掲げられています。この3種の違いにつきましては、PFI事業の「資金調達・建設・運営」といった一連の流れの中で、施設の所有権が「民から官へ」いつ移転するかによって、区分されております。つまり「BTO」は建設終了後に官へ移転するもの、「BOT」は一定の運営期間終了後に民から官へ移転するもの、「BOO」は所有権は官へ移転せず民のまま、というものでございます。「民設民営」と「PFI」の特徴を比較したものが右の表でございます。「行政の関与度」という視点から見ますと、「民設民営」は行政関与度が低く、「PFI」の「BTO」は行政関与度が高いとされています。また、「資金調達」という視点から見ると、「民設民営」は、企業独自の与信能力に基づくため（コーポレートファイナンス）、不安定な要素が有るのに対し、「PFI」は、プロジェクト自体の価値に基づくため（プロジェクトファイナンス）、安定的な資金調達が「民設民営」に比べると可能となると考えております。補助金・財源面ですと、「BTO」は、国庫補助金の対象となります。契約面では、「民設民営」は、「業務委託契約」つまり「民間サービスの購入」という考え方となりまして、施設整備等への関与は低いが、「PFI」は、「PFI事業契約」つまり「公のサービスの提供を民に依頼」という考え方となりますので、「設計、施工、維持管理、運営」を包含して契約することとなり、市は施設整備への関与も可能となります。その他詳細につきましては、後ほど御参照いただければと思います。続きまして、「資料⑧」を御覧ください。「学校の実情を踏まえた川崎市立中学校完全給食の開始時期について

て」でございます。上の表は、市内のある中学校における主な年間行事についての参考例でございます。また、下の表は、政令市における中学校給食開始時期について、電話で聞き取り調査をした結果でございます。4月、5月が比較的多いものの、都市によって様々であることが分かりました。川崎市立中学校完全給食の開始時期につきましては、学校の実情や、事業の進捗状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【峪委員長】**

御質問等ございますか。

**【教育長】**

本日、午前中に中学校給食推進会議が開催されまして、関係各局長にはこの同じ資料で、課題を共通認識していただいたところです。

**【峪委員長】**

とくにそちらのほうから何か意見とかありましたか。

**【教育長】**

今日の内容については共通理解をいただいたということで、時間も限られておりましたけれども、御意見ございませんでした。

**【峪委員長】**

経費の問題になると、我々には理解の及ばないところが多くございまして、難しいですね。

**【高橋委員】**

資料で教えてもらいたいところが。いいですか。資料⑧で、政令市における中学校給食開始時期という調査をいただいております、全校一気に始まった市は、一行書いてあるところですか。例えば千葉とか、新潟とか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

千葉市については、10月に56校と書いてありますけれども、それが年度一緒なのかどうかというのは聞き取りの中では確認できなかったところです。この聞き取りについては、例えば自校方式でやっているような学校については、各学校の開設時期がずれるということで、そこまでの把握ができませんでした、中心的にはデリバリー方式、それから親子方式、またはセンター方式という部分では、ある程度各政令市のほうでわかる範囲で、

ということでお答えいただきました。以前、25年の10月時点での政令市での実施方式やコストが入っていた一覧表を資料としてお示ししたことがあると思いますが、そこに載っている校数とはかなり違っていると思います。また、例えば広島市のほうに文章を入れさせていただいています。市によっては合併を繰り返しているの、今ここでお示している校数が、もっと縮小されて現在に至るといいうところもござい。こちらはどちらかという、導入の月が4月なのか、または途中から始まっている場合もかなりあるのか、というようなことをお示しできればと思って作りましたので、その辺はあまり突き詰めて正確な数字ということではないと思いますので、現在とは違うということ認識していただければと思います。

【峪委員長】

いろいろあるということですね。そこを言いたかったんですね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。ありがとうございます。

【峪委員長】

この給食に関してはまた、順次進められていくと思いますので、よろしいですか。それではこの件につきまして、承認ということによろしいですか。

【各委員】

<承認>

## 報告事項 No. 9 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について

【峪委員長】

総務部担当課長お願いいたします。

【総務部担当課長】

報告事項 No.9「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について」、御説明します。本日の御報告は臨時代理、専決事項ともに川崎市学校運営協議会委員の任免及び委嘱・解嘱についての内容でございます。保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映し、地域に開かれ信頼される学校づくり及び地域の特色を生かした学校づくりを推進するため、学校運営協議会を設置しております学校、いわゆるコミュニテ

ィ・スクールが、現在本市には8校ございます。教育委員会の議決を経て、平成25年4月1日に再指定を行ったところでございます。また、学校運営協議会委員は各学校ともに、16名以下となっております。保護者、地域住民、学識経験者、学校教職員、公募委員を主体として構成されております。本日、地域と共に歩むコミュニティ・スクール・ガイド2014をお配りしておりますので、昨年度の各校の取組など、詳細につきましてはのちほどこちらを御参照いただければと思います。

では、教育長の臨時代理における川崎市学校運営協議会委員の任免及び委嘱・解嘱について、まず御説明させていただきます。資料の2ページ以降、別紙1と示してございます、各学校の運営協議会委員変更・追加一覧を御覧ください。この度、学校運営協議会設置校5校から、委員である保護者、地域住民、学識経験者、学校教職員、公募委員の任期途中の変更につきまして、この通り報告がございましたので、4月11日付けで教育長の臨時代理による任免及び委嘱・解嘱を行いました。教育長の臨時代理による任免及び委嘱・解嘱を行った理由でございますが、平成26年4月1日及び8日に開催されました教育委員会の時点では、各学校からの委員変更の報告が間に合いませんので、また、4月12日の上丸子小学校をはじめ、いずれの学校も今年度第一回目の学校運営協議会の開催が4月中旬に集中しており、それに間に合わせるため臨時代理を行いました。次に教育長の専決事項における川崎市学校運営協議会委員の任免について御説明します。恐れ入りますが、最終ページ、8ページの参考資料、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則及び川崎市学校運営協議会規則の抜粋を御覧ください。川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の第4条第5号で、教育長の専決事項として定められているところの、川崎市学校運営協議会規則第6条第1項第3号に規定されております、当該指定学校の校長が平成26年4月1日付けの人事異動によりまして、1枚戻っていただいた7ページにございます別紙2のとおり変更になりましたので御報告をいたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【峪委員長】

御質問等ございますか。ないようですので、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 7 議事事項Ⅰ

議案第4号 平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

【峪委員長】

指導課長お願いいたします。

【指導課長】

議案第4号「平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」につきまして、はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず一番上にごございます資料が、本日御審議いただきます「平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」でございます。次の「資料1」は、「平成27年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）の概要」でございます。次に「資料2」は、「川崎市立高等学校における募集形態」と、「志願の資格」に関して規定されております関係法令の抜粋でございます。その次の「資料3」は、「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の抜粋」でございます。それでは、「平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」について、御説明をいたします。この要綱（案）は、神奈川県と川崎・横浜・横須賀の三市の協議をふまえて、神奈川県教育委員会が定めます「平成27年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」に準じて定めるものでございますので、まずはじめに、「資料1」を御覧いただきまして、「平成27年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）の概要」について御説明いたします。まず、入学者選抜の制度についてでございますけれども、高等学校の入学者選抜の方法といたしましては、「共通選抜で、募集定員の全てを募集して選抜する方法」と、「共通選抜で募集定員の8割を募集・選抜したのち、後日行われます定通分割選抜において残りの人員を募集・選抜する方法」の2つがございます。項目No.1の「課程」と項目No.2の「募集人員」の欄を御覧ください。共通選抜で、募集定員の全てを募集し選抜を行うのは、全日制課程の高校と、定時制の中でも昼間の時間など「特別の時間」に学習をすることができる一部の定時制高校でございます。もうひとつは、夜間部のみで定時制高校で、共通選抜で募集定員の8割を選抜し、その後に行われる定通分割選抜において残りの人員の全てを募集して選抜を行う方法でございます。「定通分割選抜」の「募集人員」の欄には、「募集定員から共通選抜での合格者数を差し引いた人員を募集」とありますが、これは共通選抜において募集定員の8割に合格者数が達しなかった場合は、定通分割選抜において残りの募集定員に達する人数を募集するという意味でございます。次に「資料2」の上段の「川崎市立高等学校における募集形態」を御覧ください。こちらの表は、川崎市立の各高校が、具体的にどのような形態で募集を行っているかを示したものでございます。全日制課程につきましては、全ての学校・学科において共通選抜による募集・選抜を行います。定時制課程については、「昼間部」と「夜間部」がある川崎高校は、「特別の時間」のある定時制高校にあてはまることから、募集形態は全日制と同様、共通選抜による募集・選抜を行います。その他4校の定時制につきましては「夜間部」のみの設置となりますので、「共通選抜」と「定通分割選抜」において募集・選抜を行います。「資料1」にお戻りいただきまして、次に、項目No.4の「選抜日程」についてでございますが、共通選抜は、全日制、定時制ともに同一日程での

「募集期間」「志願変更」「検査日」「合格発表日」となっております。次に、項目 No.5 の「選抜の方法」ですが、全日制と「特別の時間」を有する定時制の共通選抜における検査内容は、「5教科の学力検査」と「面接」、それに必要な学校については「特色検査」を実施することができるものとなっております。一方、夜間部のみの定時制高校における検査内容は、共通選抜、定通分割選抜ともに「3教科の学力検査」と「面接」、それに必要な学校においては「特色検査」を実施することができるものとなっております。なお「特色検査」についてでございますが、これは必要と判断した学校が、各校の特色に応じて実施するものがございます、**「実技検査」**や**「自己表現検査」**などを行うことができるものとなっております。市立高校で「特色検査」を行っている例といたしましては、橘高校全日制課程スポーツ科と川崎総合科学高校全日制課程デザイン科での**「実技検査」**がございます。次に、項目 No.6 の「選考方法」の数値算出方法でございますが、「調査書の評定」、「学力検査」、「面接」、それに特色検査を行う学校については、「特色検査」に対する比率を各学校が定め、その比率を乗じて求めた数値に基づいて選考を行っております。例えば、「調査書の評定」の比率を f、「学力検査の得点」の比率を g、「面接の結果」を h とし、それぞれの得点を 100 点満点に換算した時、その数値の求め方は、「調査書の評定の得点」× f + 「学力検査の得点」× g + 「面接の結果」× h となります。「特色検査」を実施した場合は、「特色検査」の比率を別に定め、計算することとなります。次に選考ですが、共通選抜では、第 1 次選考として、算出した数値で募集人員の 90% までを選考します。受検生のなかには、様々な事情によりまして調査書の評定が全て整わない場合もあることから、第 2 次選考では、このような「資料が整わない受検者」に配慮しまして、調査書の評定を用いずに募集人員まで選考を実施することとしております。平成 26 年度の入学者選抜における具体的な例で説明いたしますと、「川崎高校」「橘高校」「高津高校」の全日制普通科の比率は、募集人員の 90% を選考する第 1 次選考におきましては、「調査書の評定」が 4 割、「学力検査の得点」が 4 割、「面接の結果」が 2 割でございます、残りの合格者を選抜する第二次選考の比率では、「学力検査の得点」が 6 割、「面接の結果」が 4 割と定めて選考を行いました。なお、この比率の設定につきましては、各学校で事前に定めて、公表した上で選考を行っております。次に項目 No.7 の「通学区域」でございますが、川崎市立高校におきましては、普通科の通学区域は、全日制課程・定時制課程ともに市内全域とし、学区外からの入学許可は募集定員の 8% 以内といたします。また、専門学科の通学区域は県内全域といたしております。なお、県立高校につきましては、全県が学区であり、県内のどこからでも受検ができるものとなっております。

それでは、次にお手元の議案第 4 号「平成 27 年度川崎市立高等学校入学者の募集及び選抜要綱（案）」を御覧ください。本要綱（案）は、先に御説明いたしました「平成 27 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」に準じて作成されておりますので、説明については、主な項目についてのみ御説明申し上げます。まず「2 志願資格」についてですが、下記の（1）から（4）までのいずれかに該当する者であり、かつ「川

崎市立高等学校の通学区域に関する規則」に定める通学区域の要件を満たす者としております。志願資格の(3)(4)に示されております「学校教育法施行規則」につきましては、「資料2」の下のほうに掲載してございますので御参照ください。次に、資料3の「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」を御覧ください。この規則は、川崎市立高等学校の通学区域に関して必要な事項を定めたもので、第2条で、全日制・定時制ともに普通科に係る学区は川崎市全域とし、普通科を除く専門学科に係る通学区域は神奈川県内全域と定めたものとなっております。第3条の第3項および第4項には、定時制課程への就学については、通学区域内に住所がなくても、勤務地があれば志願が可能である旨が記載されております。次に要綱の「6 志願」について御説明いたします。2ページ目1行目の「(2) 志願の範囲」を御覧ください。まず原則として、「志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る」と定めた上で、ただし書きとして、「工業に関する学科は、第2希望として、同じ学校の他の工業に関する学科に志願できること」としてしております。具体的な例をあげて御説明いたしますので、「資料2」の「川崎市立高等学校における募集形態」を御覧ください。川崎総合科学高校全日制課程には、「工業に関する学科」として「情報工学科」「総合電気科」「電子機械科」「建設工学科」「デザイン科」がございしますが、例えば第1希望として「総合電気科」を、第2希望として「電子機械科」を希望した受検生が、第1希望の「総合電気科」において不合格となった際、第2希望である「電子機械科」の募集定員に欠員が生じていた場合に限り選考の対象となり、合格することも可能であるという制度でございします。また、要綱6の(2)志願の範囲の後半部分では、志願の条件として、「なお、国立、公立、私立等の高等学校にすでに合格した者は、定通分割選抜の志願は認めない」としてしております。これは、できるだけ全ての受検生に、進路保障を行うためのものでございします。次に「9 選抜のための検査」においては、学力検査の具体的な教科を記載するとともに、「(2) 海外から移住してきた志願者」や「(3) 障害等のある志願者」など諸事情のある志願者の取扱いについて記載してあります。次に、3ページの「10 検査等の期日」には、検査の実施日程及び合格発表日を記載してあります。次に、「11 二次募集」についてでございますが、二次募集は、全日制課程と「特別な時間」にあたる川崎高校の定時制課程においては、共通選抜の合格発表時に募集定員に満たなかった学校のみが二次募集を実施し、川崎高校を除くその他4校の定時制課程においては、定通分割選抜の合格発表時において、募集定員に満たなかった学校のみが二次募集を実施することといたします。「二次募集」の志願資格、実施日程等については、要綱案に記載されているとおりでございます。なお、平成27年度公立高等学校の募集定員につきましては、今後、神奈川県及び川崎、横浜、横須賀の三市と私立中学校・高等学校協会の間で協議いたしまして、改めて教育委員会定例会において、お諮りする予定でございます。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

御質問等ありますか。ないようでしたら、原案のとおり可決してよろしいですか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 10 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 10は承認された。

## 9 議事事項Ⅱ

議案第5号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

**【峪委員長】**

文化財課長お願いいたします。

**【文化財課長】**

議案第5号「川崎市文化財審議会委員の委嘱について」御説明いたします。川崎市文化財審議会は、文化財の指定や現状変更等について、専門の立場から審議を行う教育委員会の諮問機関でございます。川崎市文化財審議会委員につきましては、平成26年4月30日をもちまして、2年の任期が満了となりますことから、川崎市文化財保護条例に基づき、委員を委嘱するものでございます。資料の1ページを御覧ください。委嘱者は10名でございます。その中で大野敏准教授と倉本宣教授、八木橋伸浩教授につきましては、新たにお願ひするもので、他の7名の方には、再任をお願いするものでございます。委嘱期間は平

成 26 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの 2 年間でございます。関連法規につきましては、お手元の資料の 2 ページ以降に文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等を用意してございますので、御参照ください。説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【峪委員長】**

御質問等ありますか。ないようでしたら、原案のとおり可決してよろしいですか。

**【各委員】**

<可決>

**議案第 6 号 川崎市社会教育委員の委嘱等について**

**【峪委員長】**

生涯学習推進課長お願いいたします。

**【生涯学習推進課長】**

それでは、議案第 6 号「川崎市社会教育委員の委嘱等について」御説明いたします。川崎市社会教育委員につきましては、現委員の任期が平成 26 年 4 月 30 日を持ちまして満了となりますので、新たに委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。はじめにお手元の議案第 6 号資料 1 ページを御覧ください。このたびの委員の委嘱、任命につきましてはの関連法規をまとめてございます。はじめに、社会教育法の抜粋でございます。第 15 条におきまして、社会教育委員を置くことができること、また、その社会教育委員は、教育委員会が委嘱する旨定められております。次に、第 17 条におきまして、社会教育委員の職務が定められており、第 18 条におきまして、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めるとされているところでございます。続きまして、2 ページを御覧ください。はじめに、川崎市社会教育委員条例の抜粋でございます。このたびの社会教育法改正により、委員の委嘱の基準につきまして、条例で定めることとされましたので、第 2 条の第 2 項におきまして、社会教育委員の委嘱の基準につきまして、定めたところでございます。次に、川崎市社会教育委員会議規則の抜粋でございます。第 1 条の 2 におきまして、条例第 2 条第 2 項に定めました委員の委嘱基準に基づき、選出区分を定めているところでございます。それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。表の左から選出区分、このたび委嘱、任命する者の氏名、現職を、また、表の右側には、現委員名を記載してございますが、表の左側に記載している方々につきまして、委嘱、任命させていただきたいと存じます。こちらで言いますと、上から

三番目の遠藤久恵さん、高津高等学校長、それから第2号のところでは、櫻井康治さん、岩崎香代子さん、山田義孝さん、この方々が、団体からの推薦で交代となるということでございます。次に議案書2ページを御覧ください。第3号でございますけれども、この度市民委員ということで、新たに相澤ミチ子さんをお願いするところでございます。社会教育法等の改正に伴いまして、新たに選出区分5号として、市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者を選出することとなりましたので、今期は学識経験者として御尽力をいただきましたが、地域のおかあさんたちと情報誌作りからスタートし、子育て支援、親支援をするNPO団体を運営されている有北委員と、中原区においてお父さんの育児サークル「ぱぱ塾」を立ち上げ、父親の育児参加をうながす様々な活動をされている奥平委員の2名を選出させていただきました。4号の学識経験者につきましては、西山拓さん、久東光代さん、平川景子さんに新たにお願いしたいと考えているところでございます。この新委員の委嘱、任命期間でございますが、表の上段でございますとおり、平成26年5月1日から平成28年4月30日までの2年間の任期でございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

**【峪委員長】**

御質問等ありますか。ないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

**【各委員】**

<可決>

## 10 閉会宣言

**【峪委員長】**

本日の会議はこれをもって終了いたします。